

友の会規約の改正について

現行第二条及び第9条の以下の下線部分を

第二条 この会の事務所はクリニックふれあい早稲田内におきます。

住所 埼玉県三郷市早稲田 3-26-19 三郷わせだ健康友の会本部

第九条 この会に、次の役員をおき任期は1年とし、再選は妨げない。

- | | | | |
|---------|-----------|----------|-----------|
| 1. 会長 | 1名 | 5. 事務局次長 | <u>2名</u> |
| 2. 副会長 | <u>2名</u> | 6. 会計 | 1名 |
| 3. 幹事 | 若干名 | 7. 会計監査 | 若干名 |
| 4. 事務局長 | 1名 | | |

次の下線部分のように変更する。

第二条 この会の事務所はクリニックふれあい早稲田内におきます。

住所 埼玉県三郷市早稲田 3-26-2 2階 三郷わせだ健康友の会本部

第九条 この会に、次の役員をおき任期は1年とし、再選は妨げない。

- | | | | |
|---------|-------------|----------|-------------|
| 1. 会長 | 1名 | 5. 事務局次長 | <u>1～2名</u> |
| 2. 副会長 | <u>1～2名</u> | 6. 会計 | 1名 |
| 3. 幹事 | 若干名 | 7. 会計監査 | 若干名 |
| 4. 事務局長 | 1名 | | |

提案理由

第二条の変更は、現状に合わせるためのものです。

第9条の変更は、役員構成を弾力的に配置できるようにするためのものです。